

かつらぎ町立中学校 拠点校方式による部活動 要項

中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化や部活動を指導する教員の不足等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営が困難になってきている。

かつらぎ町教育委員会（以下、「教育委員会」とする）では、かつらぎ町立中学校に通う生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備するための方策の一つとして、「拠点校方式による部活動」を実施する。

拠点校方式による部活動とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該部活がある他のかつらぎ町立中学校が受け入れる方式である。

1 目的

かつらぎ町立中学校に在籍する生徒が、スポーツ・文化活動に親しむことができる機会を確保するため、学校・地域・保護者の理解を得ながら、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」とする）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2 事業主体及び実施主体

実施の事業主体は、教育委員会とする。また、実施主体は、かつらぎ町立中学校とする。

3 対象となる部活動の決定

拠点校部活動の対象となる部活動は、教育委員会及び関係中学校長の協議により決定する。

4 拠点校部活動に参加できる生徒

拠点校部活動に参加できる生徒は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する生徒とする。

- （１） 在籍校に希望する部活動がない生徒。
- （２） 拠点校の生徒指導や部活動の方針・規則に従って活動できる生徒。
- （３） 拠点校への移動は、保護者の責任で対応できる生徒。
- （４） 在籍校・拠点校の両校校長及び教育委員会の承認が得られた生徒。

5 拠点校部活動における遵守事項等

拠点校部活動に参加する生徒及びその保護者は、次の（１）から（４）に掲げる事項を順守する。

- （１） 参加する生徒及び保護者は、拠点校の生徒指導や部活動の方針・規則に従う。
- （２） 拠点校への移動は、保護者の責任において対応し、それに要する経費は保護者負担とする。
- （３） 活動を欠席するときは、生徒または保護者が拠点校の顧問に連絡をする。
- （４） 在籍校の学習活動や行事等の日程が拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- （５） 生徒または保護者が、拠点校の生徒指導や部活動の方針・規則に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長は当該生徒の活動を中止することができる。
- （６） 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。

6 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者（教頭等）を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面等での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたり必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、部活顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

7 事故等への対応

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して行うものとする。
- (2) 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続きは、在籍校が行う。

8 大会への参加

- (1) 各大会への参加にあたっては、主催者が定める大会要項に従う。
- (2) 中学校体育連盟主催の大会については、中学校体育連盟が定める「拠点校部活動参加規程」に従う。

9 実施及び参加申請

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書（様式1）」を在籍校の校長に提出するものとする。在籍校の校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、拠点校の校長に「拠点校部活動参加申請書（様式2）」を提出する。
- (2) 拠点校の校長は、「拠点校部活動参加決定通知書（様式3）」を在籍校の校長及び教育委員会に提出し、教育委員会の承認を得たのちに拠点校部活動を実施するものとする。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。